

2006年3月24日

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
衆議院内閣委員会 御中  
参議院内閣委員会 御中  
自由民主党 御中  
公明党 御中  
民主党 御中  
日本共産党 御中  
社会民主党 御中  
内閣総理大臣 殿

NPO法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 長 尾 治 助  
(立命館大学名誉教授・弁護士)

【連絡先】

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地  
ヒロセビル5F

電話 075-211-5920

FAX 075-251-1003

担当 理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

消費者契約法の一部を改正する法律案（「消費者団体訴訟制度」の導入法案）に対する意見書

当団体は、消費者問題に関する調査、研究、救済、支援事業、消費者問題に関する社会制度の改善事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士、弁護士らで構成する特定非営利活動法人です。

当団体は、従前から消費者団体訴訟制度の導入をにらみ、不当な契約条項を使用し、または、不当な勧誘行為を行っている事業者や関係する事業者団体に対し、不当行為の差止や適切な措置を講じることの申入を行って

きました。

今般、政府は、表記法案の閣議決定を行い、同法案を国会へ提出しました。消費者団体訴訟制度の訴権団体となることを展望している当法人は、今後の国会の審議にあたって、下記のとおり意見を表明するものです。

**1 制度の早期導入は多発する消費者被害に対応したものであり賛成です。必ず今通常国会で立法化してください。**

この制度の導入は多発する消費者被害に対して、消費者団体が積極的に被害の発生・拡大予防を行えることを可能にする制度であり、消費者基本法8条の「消費者被害の防止及び救済のための活動」を実質化するものです。後述の2以下の改善を行ったうえで、是非、早期に実現してください。

**2 既に確定判決等が存する場合に原則として他の適格消費者団体が同一の請求を行うことができないとされている点（12条5項2号）は、消費者利益を著しく害するおそれがあり、削除されるべきです。少なくとも、「確定判決等」から即決和解，調停，訴訟上の和解は省かれるべきです。**

この制度では、一部の適格消費者団体が消費者に不利な和解をした場合や敗訴判決に対して控訴しなかった場合には、その手続に関与していない他の適格消費者団体が行う同一の請求ができなくなり、消費者の利益が著しく害されるおそれがあります。

また、制度の提案をしている国生審報告書においては、「既判力の範囲」について当該事件の当事者限りとして他の適格消費者団体には及ばないとし、同時複数提訴についても特別規制は設けないとしていました。民事訴訟法の基本原則に整合的であること、この制度における差止請求権がそれぞれの適格消費者団体に認められた固有の権利であると考えられていること、異なる適格消費者団体がそれぞれの観点で市場を監視することによってこそ公正な取引社会が実現すると考えられること、敗訴した消費者団体以外の適格消費者団体の固有の権利が手続的保障なしに奪われること、等から、国生審報告書の内容とすべきであり、これと異なる制度設計とすることには絶対反対です。

**3 管轄裁判所については、制度の実効性確保の観点から、営業所所在地のみならず、不当な行為が行われ、または行われるおそれがある地にも**

**管轄を認めてください。**

営業所管轄が認められたことは国生審報告書よりも一歩前進であり、賛成です。しかし、被害が発生している地に差止訴訟の証拠が存在すること、各地で活動している団体が被害発生地で訴訟を提起できなくなる等から、この制度の実効性を確保するには、被害が発生している地、すなわち、事業者が不当な行為を行っている地で訴訟を提起できることが必要です。

- 4 **民法の詐欺，強迫，公序良俗違反行為，借地借家法の強行規定に反する行為は消費者契約法よりも悪質な行為であり，これも対象とすべきです。**
- 5 **推奨行為（モデル約款の作成など，不当な契約条項の使用を勧める行為）は不当な契約条項の排除に不可欠な制度です。今回差止め等の対象とすべきです。**

不当条項の推奨行為については，事業者団体により契約書ひな型が推奨されている例（訪問販売の事業者団体による過大な解約損料の表の推奨事例），別の事業者が契約書を作成して提供している例（建物賃貸借契約の原状回復条項等）が現実に見られ，これにより被害が拡大しています。これらも差止め等の対象とする必要があります。

- 6 **制度の実効性確保のために，情報面のみならず，財政面での消費者団体への十分な支援措置を求めます。**

適格消費者団体は，本制度の事業では多くの事務作業が課せられているにもかかわらず，全くペイしない制度となっています。いわゆる持ち出し事業です。財政面での十分な支援が必要です。

また，間接強制金等の使途が制限される（28条5項）のは不当に適格消費者団体の活動を制約することになりかねません。

- 7 **消費者団体の損害賠償請求（金銭請求）制度を含む制度の見直しについて付則で定めるべきです。**

事業者の不当な行為を真にやめさせ，少額多数被害を真に救済するには，消費者団体が，事業者に対して，損害賠償請求や不当利得返還請求する制度が不可欠です。早期にこの制度を含めた本制度の見直しが行われるべきです。